

施運第 110 号

平成27年4月23日

関係団体の長 様

北海道保健福祉部福祉局

施設運営指導課長

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）」等の一部改正等について

このことについて、次のとおり、厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。

記

- 1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）」等の一部改正等について
 - (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）の一部改正
 - (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）の一部改正
 - (3) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）の一部改正
 - (4) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）の一部改正

- (5) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）の一部改正
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）の一部改正
- (7) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）の一部改正
- (8) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発 0331003 号、老老発 0331016 号）の一部改正について
- (9) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）の一部改正
- (10) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）の一部改正
- (11) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号）の一部改正
- (12) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）の一部改正
- (13) 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部改正
- (14) 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 17 年 9 月 7 日老老発第 0907002 号）の一部改正
- (15) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 72 条第 2 項及び第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成 18 年 10 月 17 日老計発第 1017001 号）の一部改正

- (16) 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 42 号）の一部改正
- (17) 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号）の一部改正
- (18) 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成 12 年 3 月 30 日老企第 52 号）の一部改正
- 2 通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 2 号厚生労働省老健局振興課長通知）厚生労働省老健局振興課長通知
- 3 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 3 号厚生労働省老健局振興課長通知）
- 4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項（第 182 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号・老老発 0327 第 1 号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長連名通知）
- 5 リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について（平成 27 年 3 月 27 日老老発 0327 第 3 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

事業指定グループ

主査（介護）担当：北原

TEL:011-204-5935（直通）

FAX:011-232-1097

MAIL:kitahara.jun@pref.hokkaido.lg.jp